
プロジェクト	IFRS のエンドースメント手続
	IFRS 第 9 号に関するエンドースメント手続
項目	減損に関する実務上の困難さの観点での評価

本資料の目的

1. 本資料の目的は、2014 年 7 月に IASB により公表された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下、特に断りのない限り「IFRS 第 9 号」という。）に関して、実務上の困難さの観点で抽出された以下の項目に関する評価を行うことである。
 - (1) いわゆる相対的アプローチの適用
 - (2) 将来予測的な情報の反映

これまでの検討経緯及び本日の検討事項

2. 第 119 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 4 日開催）では、IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）からの依頼を踏まえて、第 1 項の 2 項目に関する検討を次のとおり進めることを提案した。

(A) 検討に関連する可能性のある IFRS 第 9 号に関する周辺状況を確認する。

- (1) 欧州におけるエンドースメントの状況の確認
- (2) 減損の要求事項に関連するバーゼル銀行監督委員会が公表している取扱いの確認

(B) 第 35 回作業部会で検討した「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出の過程を確認する。

- (3) IFRS 第 9 号の開発過程における我が国の関係者からの意見発信のフォロー・アップ
- (4) IFRS 第 9 号の全体的な評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

(C) 作業部会において専門的見地から検討が必要とされた項目について具体的に検討する。

(5) (4)において、専門的見地から検討が必要とされた項目（第1項）についての検討

① 我が国における対応又は検討状況の確認

② 欧州での IFRS 適用に向けた準備状況の確認

3. 第119回金融商品専門委員会では、上記の進め方に特段の異論は聞かれなかったことから、前項(1)から(4)に関する検討を行った。このうち、前項(1)から(3)については特段のご質問、ご意見をいただいていない。また、前項(4)に関して、事務局から次を提案した。

(1) 分類及び測定に関する限定的修正に関して「削除又は修正」の検討は不要であること

(2) 減損に関して、

① 会計基準に係る基本的な考え方の観点から「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないこと

② 実務上の困難さの観点で「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」について「削除又は修正」の要否を検討すべきであり、主に金融機関の実務における知見を踏まえた評価とする必要があること

上記の提案のうち(2)②に対して、エンドースメント手続において、実務上困難との理由で整合的な体系となっている IFRS 第9号の減損の要求事項の一部を修正することは適切でないという意見が聞かれた。

4. 第366回企業会計基準委員会では、前項の第119回金融商品専門委員会での検討状況を踏まえて、IFRS 第9号のエンドースメント手続の進め方、及び、前項の事務局提案に関する検討を行った。このうち、後者の検討に関して、次の意見があった。

(1) 前項(1)及び前項(2)①の分析に同意するとの意見があった。

(2) 前項(2)②について、実務上の困難さの評価は難しく、徒に詳細な検討に立ち入るべきでないと考えられるため、あくまでもエンドースメント手続のレベル観で検討を進めるべきとの意見があった。

5. 上記を踏まえ、第120回金融商品専門委員会では、第2項(5)の2項目のうち、①として我が国の銀行における検討状況を中心に確認しつつ、②について欧州（EU）

での準備状況を参考として補足し（なお、追加の事実関係として、評価する2項目に関連するIASB減損移行リソース・グループにおける検討を別紙1に示す。）冒頭第1項の2項目の評価を行っており、本日は第120回金融商品専門委員会の検討状況も踏まえ、同項目の検討を行う。

評価にあたっては、第119回金融商品専門委員会及び第366回企業会計基準委員会における意見を踏まえ、エンドースメント手続のレベル観を踏まえた実務上の困難さの評価を行うこととする。

我が国の銀行における検討状況の確認

6. 当委員会事務局は、IFRS第9号の減損の要求事項を適用した場合の実務に関して、我が国の銀行における検討状況について限定的な意見聴取を行っており、主な内容を以下でご紹介する。なお、意見聴取を実施した時点で対象とした銀行にIFRS第9号の減損を適用している例はなく、それぞれ準備あるいは研究段階の情報をもとにご回答いただいた。
7. 限定的な意見聴取では、主に次の事項について実務上検討されている対応に関する質問を行った。
 - (1) 適用検討の全体像
 - (2) 相対的アプローチの適用
 - (3) 将来予測的な情報の反映
 - (4) 測定
 - (5) その他
8. 前項の項目について、現時点で聞かれている主なコメントを次項以降に記載している。なお、本資料第10項（相対的アプローチの適用）以降では、IFRS第9号の減損における一般的なアプローチの主な適用対象となる、貸出金に関する検討状況についてのコメントを記載している。

適用検討の全体像

9. 次の点がコメントされている。

- (1) 貸出金等(貸出金、リース債権、その他)と債券の大きく2つに分類して検討している。
- (2) 債券について、私募債は、貸出金と同様の一般的なアプローチを検討する一方で、国債・地方債は、投資適格の考え方も踏まえた対応を検討している。
- (3) リース債権については、実務可能性及び金額的重要性の観点から、単純化したアプローチを適用することになるものと考えている。

相対的アプローチの適用－貸出金

10. いわゆる相対的アプローチは現行のリスク管理と異なるアプローチであることから、その適用にあたりステージ判定の基準の設定、管理区分の単位の変更に困難が指摘されており、対応が検討されている。

(信用リスクの著しい増大の判定)

- (1) 現行の信用格付による区分と IFRS 第 9 号の相対的アプローチによるステージの区分の紐づけが一般的に困難であり、ステージ判定の基準・閾値の設定に難しさがあると考ええる。
- (2) 現行の信用リスク管理の枠組みを活用して債務者の信用格付や信用格付別に推計されるデフォルト確率 (PD) に基づいたステージ判定のあり方を検討している。

(当初認識時との比較)

- (3) 当初認識時の信用リスクとの比較のためには、現行の債務者単位での管理でなく、債権単位での管理が求められるため、それに応じたデータ整備が必要だと考えるが、データ量が莫大で実務的に煩雑となる。また、これまでのリスク管理のあり方と考え方が異なるため、実務への浸透に相応の期間が必要となると考えている。

(実務上の便法)

- (4) 2015 年 12 月に公表したガイダンスでバーゼル銀行監督委員会 (以下「バーゼル委」という。) は、IFRS 第 9 号に示される実務上の便法 (低い信用リスクの便法) を無条件に使うことを牽制したため、それを考慮した運用を検討する必要があると考えている。(事務局注:一部の銀行からは、現時点では、基本的に便法の使用を想定していない旨の意見も聞かれている。)
- (5) ホールセールとリテールの貸出金について、「信用リスクの著しい増大」の判

定に関する基本的な考え方に大きな違いはないものの、リテールの貸出金については、期日経過情報（30日超）を「信用リスクの著しい増大」の判定の一部として使用することも想定される。

将来予測的な情報－貸出金

11. 実務上の困難さが指摘されている将来予測的な情報の反映に関しては、どのような情報をどの範囲の貸出金に反映するかを識別やその反映方法について対応が検討されている。
 - (1) 政府・中央銀行から公表されている将来の GDP 予測や CPI 予測等を用いることが想定されるほか、各業界の指標も関連する商品に対して用いることが考えられるが、後者については、将来予測値が示されないことが多い点で困難がある。
 - (2) 将来予測的な情報の取込み方法は、ホールセール・リテール間や、ホールセールの中でも業種・国・通貨によって変わることを想定しているが、概ね、マクロ経済指標等の経済全体に関連する情報か、特定のセグメントに関連する情報かに応じて対応を分けることを検討している。事前にこれらの情報と信用損失の相関関係を確認する必要があり、事後にもバックテストを行って適切性を確認することを想定している。
 - (3) 偏りのない確率加重金額の測定において、「偏りのない」の定義が困難であり、必要に応じて複数のシナリオを作成する場合における発生確率の決定に難しさがある。

測定－貸出金

12. 貸出金の減損の測定としては、自己資本比率規制において算定されるパラメータの利用も念頭に $PD^1 \times LGD^2 \times EAD^3$ の方式をベースとしつつも、割引キャッシュ・フロー（DCF）法をどの範囲で利用するかを検討が行われている。

（測定－対象となる商品におけるキャッシュ・フローを見積る単位）

- (1) 自己資本比率規制上の区分を利用して、母集団を区分することを検討しており、ステージ3の債権や大口債権等、対象を定めた上で個々に DCF 法で測定することを検討している。
- (2) 測定について、 $PD \times LGD \times EAD$ の方式によるのか、各債権に DCF 法を適用する

¹ Probability of Default

² Loss Given Default

³ Exposure At Default

か検討段階であり、後者の場合は、キャッシュ・フローを見込むための情報を網羅的に把握する必要があり、実務上の負担が大きいと考えている。

(パラメータの算定や貸出条件の考慮)

- (3) 基本的には、 $PD \times LGD \times EAD$ で算定し、PD については自己資本比率規制上の PD との違いを調整して、予想信用損失を算出することを見込んでいる。
- (4) 全期間 PD を作る上で、個人向け債権についてシーズニング効果⁴の推定が難しく、厳密に行おうとすると煩雑になる。また、厳密に全期間 PD を作ろうとすると、サンプル数が少ないなどの問題もある。
- (5) 期限前返済や不規則な返済をどのように織り込むのが難しい。
- (6) 担保、保証にまで将来予測情報を織り込むのは煩雑であり、報告基準日時点の情報を横置きすることで対応するのが現実的ではないかと考えている。

その他

- 13. 相対的アプローチの適用にあたり、期限の長い債権については、当初認識時点に遡って情報を取得するのは困難なケースが想定され、移行時に困難が生じると思われる。
- 14. 見積りの要素が増えるため、監査人や SOX との関係、ガバナンス態勢等についても課題認識をしている。

欧州 (EU) での準備状況の確認

- 15. 第 119 回金融商品専門委員会では、EU におけるエンドースメントの状況を確認したが、このほか、欧州の状況を示すものとして、欧州銀行監督機構 (EBA) が実施した影響度評価のレポートを確認することができる。EBA は、欧州経済圏の銀行およそ 50 行を対象として第 2 回目⁵の IFRS 第 9 号の適用に関する影響度評価を実施し、適用検討状況、自己資本規制において見込まれる影響、IFRS 第 9 号の適用上の課題等に関するレポート (以下「EBA レポート」という。) を 2017 年 7 月に公表した。

⁴ 経過年数毎の PD の時系列的な変化 (PD の期間構造)

⁵ 第 1 回目のレポートは 2016 年 11 月に公表されている。

16. EBA レポートでは、IFRS 第 9 号の適用に関して欧州における適用検討状況や適用上の課題が定性的な情報として示された。次項以降では、当該適用検討状況や適用上の課題を第 7 項に示す項目に合わせて示す。なお、前述の我が国の銀行に対する限定的な意見聴取における主なコメントも参考までに併記している。

適用検討における全体像

17. EBA レポートでは、全体的に、IFRS 第 9 号の適用の困難に関して、普通 (moderate) 又は高い (high) と回答しているとされ、特に指摘のあった課題としては、第 1 項の 2 項目 (信用リスクの著しい増大の評価、将来予測情報の反映) の他、それらを可能にするためのデータの品質や過去データの入手可能性 (第 25 項及び第 35 項参照)、資源 (人的資源等) の利用可能性があった。
18. また、EBA レポートには、銀行が有するエクスポージャーの種類とその種類に対応したアプローチに関して明確な記述はない。ただし、負債性証券 (debt securities) に関しては、約半数の銀行で投資適格の考え方を踏まえた対応を検討している (第 28 項参照) とし、この点に関しては、我が国の銀行に対する限定的な意見聴取で聞かれたコメントと同じ対応が聞かれている。
19. さらに、ほとんどの銀行が現行の規制上のリスク管理及び (または) 内部の信用リスク管理におけるプロセス、品質管理、データやモデルを可能な範囲で利用することを意図しつつ、予想信用損失を測定する新しいモデルを検討しているとされており、方向性について我が国の銀行に対する限定的な意見聴取と大きな相違は無いものと考えられる。
20. なお、EBA は、多くの銀行が予想信用損失の測定についての妥当性に関する評価プロセスを決定していないことに着目し、当該プロセスや管理の枠組みの重要性を強調している。

相対的アプローチの適用

(信用リスクの著しい増大)

21. 我が国の銀行に対する限定的な意見聴取では、現行の信用リスク管理に基づく信用格付や当該信用格付別の PD を活用した設定が検討されているなか、「信用リスクの著しい増大」に基づくステージ判定の基準・閾値の設定に一定の難しさが生じることが見込まれていた。
22. EBA レポートでも同様に、ステージ間の遷移を生じさせる閾値の設定や当初認識時の PD の決定に課題があるとされた一方で、調査対象となった銀行は「信用リスクの著しい増大」の判定に用いる具体的な指標を示すことが可能となっており、定性的

及び定量的な指標を組み合わせて用いることを見込んでいたとされる。

23. また、ほとんどの銀行は、定性的な指標よりも定量的な指標に基づき判定し、対象ごとに異なる指標を用いることを想定していたとされる。判定にあたっては、主要な定量的指標として PD の相対的な変動を、他の定量的な指標として、外部あるいは内部格付情報の変動を挙げた。また、定性的な指標として、条件変更、返済猶予及びウォッチリスト (watch-list) の情報の使用を検討していたとされる。

(当初認識時との比較)

24. 我が国の銀行に対する限定的な意見聴取においては、現行の実務における債務者単位のデータでなく、債権単位でのデータ整備が必要となることについて、当該データ収集に一定の困難さがあるとされた。
25. EBA レポートにおいては債権単位でのデータ整備が必要となることへの対応について直接の言及はないものの、調査対象の銀行より、データの質及び過去データの利用可能性が課題として挙げられており、当該銀行は利用可能なデータが不足している場合に一部単純化した方法で対応することを見込んでいたとされている。

(実務上の便法)

26. 我が国の銀行に対する限定的な意見聴取においては、IFRS 第 9 号における便法についてのバーゼル委のガイダンスを踏まえ、IFRS 第 9 号で示される指標も他の指標との組合せで考慮されることが想定されていた。
27. EBA レポートでも限定的な意見聴取でのコメント同様に、ほとんどの銀行は 30 日超の期日超過について、主要な指標としてではなく他の信用リスクの指標との組み合わせで考慮することが検討されていた。
28. また、信用リスクが低い金融商品についての便法について、特に、投資適格とされている政府や企業、銀行が発行する債券について適用される見込みであり、一般的にリテールの貸出金には使用しないことを見込まれていた。

将来予測的な情報

29. 我が国の銀行に対する限定的な意見聴取においては、どのような情報をどの範囲の貸出金に反映するかの識別やその反映方法が検討項目として挙げられていた。
30. EBA レポートでは、前項の検討項目に直接対応した言及はないが、将来予測的な情報の反映にあたっての課題として、将来予測的な情報及びシナリオを反映するための堅牢なモデルの構築の複雑性と予想信用損失測定におけるパラメータの調整の複雑性があるとした。

31. 前項の将来予測的な情報及びシナリオを反映するための堅牢なモデルの構築に関しては、将来予測的な情報を加味する上で、58%の銀行が確率加重金額の使用を見込み、17%の銀行は最も可能性が高い単一のシナリオに調整を加えたものを使用し、13%は債権によって使い分けることを想定していた。また、マクロ経済的な要素を反映した将来予測的なシナリオの開発において、高い割合の内部生成データ、仮定及びモデルを利用することを見込んでいた。
32. 第30項の予想信用損失測定におけるパラメータの調整の複雑性に関しては、多くの銀行においては、シナリオごとにPDを調整するとし、少数の銀行では、LGDやEADもシナリオごとに調整を行うとされた。

測定

33. ステージ1及び2に分類された債権について、個別的あるいは集会的評価を行ったか否かに関らず、ほとんどの銀行が $PD \times LGD \times EAD$ のアプローチを予想信用損失の見積りに使用することを見込んでいた。なお、 $PD \times LGD \times EAD$ の既存の内部格付手法を利用する場合、銀行は各要素に調整が必要であることを認識している。
34. ステージ3に分類された債権については、ほとんどの銀行が個別に信用損失を評価し、DCF法を測定に使用する見込みであった。

その他

35. 限定的な意見聴取同様に、非常に古い債権について当初認識時の信用リスクの決定が困難であることが挙げられていた。また、こういった当初認識時の信用リスク決定に代替的な方法の使用が必要となる可能性があるとした。

欧州(EU)での準備状況のまとめ

36. 相対的アプローチの適用に関して、我が国の銀行に対する限定的な意見聴取と同様に、ステージ判定の基準・閾値の設定やデータの利用可能性が課題として識別されながら、指標を組み合わせることで判定を行うことや、データの不足について一部単純化した方法を検討する等の適用に向けた準備が進展している状況であり、当該課題を適用上の深刻な論点とまでは認識していないことが考えられる。
37. 将来予測的な情報の反映についても、我が国の銀行に対する限定的な意見聴取と同様に、当該情報を反映するためのモデルの構築の複雑性等が課題として認識している中、内部で作成したシナリオに当該将来予測的な情報を反映することが見込まれており、深刻な課題としての認識には至っていないと考えられる。

実務上の困難さに関する評価

38. 我が国の銀行に対する限定的な意見聴取を踏まえ、「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」の実務上の困難さについて、次のように評価している。

現時点で識別されている困難さ

(相対的アプローチ)

39. 限定的な意見聴取では、相対的アプローチの適用に関する実務上の困難さについて主に次のコメントが聞かれた。

(1) 「信用リスクの著しい増大」に基づくステージ判定の基準・閾値の設定に一定の難しさがある。

(2) 債務者単位でなく債権単位のデータ収集に難しさがある。

40. 前項(1)については、現行の信用リスク管理に基づく信用格付や当該信用格付別のPDを活用した実務上の対応が検討されている。また、前項(2)について、債務者単位での管理を維持しつつ、債権単位の管理を行うために、追加的なデータ整備が必要となることが課題とされている。

41. また、関連する論点として、特に期限の長い債権について、移行時における当初認識時のデータの利用可能性についても懸念が聞かれたが、IFRS第9号には、データが利用可能でない場合の経過措置として、全期間の信用損失を計上する対応が含まれている。

42. 上記のように、現時点では、いわゆる相対的アプローチの適用に関して第39項のような課題認識があり、(1)のように、一定の対応が検討されているものもあれば、(2)のように、既に実務における課題が見込まれるものもある状況にある。また、適用にあたっては、保有するエクスポージャーの変化やリスク管理の変更による適時の見直しが不可欠であり、実務上の一定の困難は継続するものと考えられる。

(将来予測的な情報の反映)

43. 限定的な意見聴取では、将来予測的な情報の反映にあたり、主に次の点で実務上の困難さが聞かれた。

(1) どのような情報をどの範囲の貸出金に反映させるべきかの識別及びその反映方法

(2) 偏りのない確率加重金額の測定における複数のシナリオの発生確率の決定

44. 前項(1)については、経済全体の動向を示すマクロ経済指標、一部の業界の動向を示す業界特有の指標、個別要因を組み合わせながら、信用リスクとの相関性を考慮して反映していく手法が模索されており、実務上は適宜その適切性を確認しつつ内部で作成した情報についても織り込む対応も検討されているが、データの整備等で実務上の困難さが見込まれる。
45. また、第43項(2)については、シナリオの設定に併せ、IFRS第9号の測定の目的に沿った判断が必然的に要求される分野となり、一定の困難さがあることは否定できないが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報の範囲での対応が検討されることとなると考えられる。
46. 上記のように、現時点では、将来予測情報の反映に関して第43項のような課題認識があり、一定の対応は検討されているものの、適用にあたっては、事後的なバックテストに基づく適時の見直しが不可欠であり、関連性のある指標が流動的である可能性も考慮すると、実務上の一定の困難は継続するものと考えられる。

実務上の困難さの観点での評価

47. 前述のとおり、相対的アプローチの適用に関して、第39項で示された我が国の銀行で見込まれる実務上の困難さへの対応については、現行の債権管理や信用リスク管理体制（システムを含む。）からの追加的な対応が必要となり、ステージ判定の基準・閾値の設定については今後も継続して対応が検討されるものと考えられる。よって、我が国における対応が検討途中にあるため、相対的アプローチの適用の実務上の困難さについての評価を現時点で行うことは容易ではない側面がある。
48. また、将来予測的な情報の反映についても同様に、第43項で示された実務上の困難さへの対応は、使用する指標、データ整備、反映手法等について、継続して検討されている状況にあり、現時点で実務上の困難さの観点から評価を行うことは、同様に、容易ではないと考えられる。
49. ただし、第36項及び第37項に記載のとおり、EUにおいては適用上の深刻な課題は認識されておらず、他の国又は地域から適用上の重要な課題は聞かれていない。そのような状況下においてIASBに対して適用上の課題について現段階で改正を求めるには、我が国特有の理由が必要となるが、それらを見出すことは難しいものと考えられる。これらを踏まえると、実務上の困難さは見られるものの、「削除又は修正」するまでには至らないと考えられるがどうか。

評価のまとめ

50. 上記のように、「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」の実務上の困難さについて「削除又は修正」するまでには至らないと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の分析についてご意見をいただきたい。

以 上

(別紙1)

IASB 減損移行リソース・グループにおける検討

51. IASB は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用に関して、その適用上の論点を議論するために移行リソース・グループ（以下「ITG」という。）を組成し、過去 2015 年 4 月、9 月、12 月に会議においてこれまでに提出された質問のすべてを議論しており、関連すると考えられる以下の議論を検討に関連する可能性のある周辺状況として、ご参考までに紹介する。

- (1) 信用リスクの著しい増大（2015 年 9 月）
- (2) 将来予測的な情報の織込み（2015 年 12 月）

(信用リスクの著しい増大（2015 年 9 月）)

52. 企業の信用リスクの著しい増大の評価に関して、以下の 2 つの論点について議論がなされた。

- (1) 同一の価格付け及び契約条件であるものの信用力が様々である顧客への貸出金のポートフォリオに対して、信用リスクが著しく増大したかどうかを企業はどのように決定すべきか。特に、単一の閾値を用いて信用リスクの著しい増大を評価する方法、もしくは信用格付けの一定の水準の変動を信用リスクの著しい増大とする方法のどちらが適切であるか。

⇒（ITG での議論の概要）価格付けや契約条項だけを考慮することは適切ではなく、様々な要素に基づいた評価が必要となる。信用格付けシステムの使用の適切性は、企業固有の事実及び状況に依存しており、当該信用格付けシステムに将来予測的な情報が含まれていない可能性があるため、将来予測的情報を把握する集合的評価により補完される必要がある。

- (2) 借手が他の貸手への支払を遅延したなどの信用リスクの行動指標を、当初認識以降に著しく増大したかの識別における合理的な代用として使用できるか。またそのような行動指標が「信用リスクが低い」と判断する方法に使用できるか。

⇒（ITG での議論の概要）行動指標はその評価において遅い指標となる可能性があり、企業は、単一の指標や内部情報に基づく指標のみではなく将来予測的な情報を含む様々な指標を考慮すべきである。また、当該行動指標は IFRS 第 9 号に要求されている国際的に理解された「信用リスクが低い」という定義ではないため適切ではない。

(将来予測的な情報の織込み (2015年12月))

53. 将来予測的な情報を織り込む方法に関して、以下の2つの論点について議論がなされた。

- (1) 予想信用損失の測定において、単一の将来予測的な経済シナリオを使用することができるか、あるいは複数の将来予測的なシナリオを用いるべきか。

⇒ (ITGでの議論の概要) IFRS第9号は特定の測定方法の適用を定めていないが、異なる将来予測的なシナリオと予想信用損失の関係が非線形(non-linear)である場合に単一のシナリオは偏りのない確率加重金額を見積るという基準上の目的を満たさないことや、最も可能性の高い単一のシナリオを用いた場合と複数シナリオの加重平均を用いた場合の見積り結果が異なることを考慮し、企業自身の予想を反映しつつ、IFRS第9号の測定の目的⁶を満たす方法を選択することが求められ、当該検討に重要性の考慮が必要とされる可能性がある。また、その際に織り込まれる合理的で裏付け可能な情報は、企業の熟練度、地域、その他ポートフォリオの特徴等の事実と状況によって異なり得る等、判断が必要とされる領域であり、どのように将来予測的な情報が織り込まれたかについての開示が重要となる。

- (2) 信用リスクの著しい増大の評価において、単一の将来予測的な経済シナリオを使用することができるか、あるいは複数の将来予測的なシナリオを用いるべきか。

⇒ (ITGでの議論の概要) 担保を付した場合等、前述の予想信用損失における検討と必ずしも一貫した方法である必要はないが、定量的及び定性的な指標に基づき、IFRS第9号の目的に沿った評価を行うべきである。測定同様に、判断が必要とされる領域であり、どのように将来予測的な情報が織り込まれたかについての開示が重要となる。

以 上

⁶ IFRS第9号 第5.5.17項

企業は、金融商品の予想信用損失を、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報